

船舶事故調査報告書

平成30年11月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年4月2日 17時00分ごろ～4日 07時00分ごろの間）
発生場所	不明（長崎県五島市玉之浦港南部の笹海の船だまり～同港西部の玉之浦港防砂堤灯台南方の海岸の間）
事故の概要	漁船かやのは、漂流中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年4月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 かやの、0.6トン NS3-603298（漁船登録番号）、個人所有 4.95m(Lr)×1.54m×0.65m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成7年
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年2月7日 免許証交付日 平成27年9月7日 （平成33年3月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東～南西、風力 0～3、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、かご漁の目的で、玉之浦港南部の笹海の船だまりを出発した。 本船は、平成30年4月4日07時00分ごろ玉之浦港防砂堤灯台南方150m付近の海岸に無人の状態に漂着しているところを、出漁中であつた玉之浦港西部の漁業協同組合（以下「漁協A」という。）所属の組合員によって発見され、同組合員の漁船にえい航されて五島市蛭子埼西方の漁協A前面の岸壁に到着した。 漁協Aの担当者は、07時25分ごろ本船が無人で発見された旨を海上保安庁に通報した後、本船の船体に表示されていた船名及び漁船

	<p>登録番号により、本船が玉之浦港南部の漁業協同組合（以下「漁協B」という。）所属であることが分かった。</p> <p>船長は、09時00分ごろ漁協A、漁協B、地元の消防署、地元の警察署及び海上保安庁による玉之浦港内での捜索が開始された。</p> <p>船長は、13時00分ごろ五島市蛭子埼北方沖250m付近で、上半身を伏せて腰を曲げ、両足を下にした状態で浮いているところを漁協Aの組合員によって発見され、その後、五島市の病院で溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成17年7月に漁協Bの組合員となり、本船でつぼ網漁やかご漁を行っていた。</p> <p>船長は、平成30年4月2日17時00分ごろ、玉之浦港南部の笹海の船だまりに係留した本船に、漁具を積み込んでいるところを、漁協Bの組合員に目撃されていた。</p> <p>船長の自家用車は、ふだん本船に係留されていた笹海の船だまり付近に駐車されていた。</p> <p>船長の自家用車には、携帯電話と固型式救命胴衣が残されていた。</p> <p>船長は、発見時、ヤッケの上衣とカッパのズボンを着用し、片足だけにゴム長靴を履いた状態で、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、発見時、直径約12～13cmの白色プラスチック製浮きにつながった直径約10mm、長さ約15～20mのロープを握っていた。</p> <p>船長は、持病がなかった。</p> <p>本船は、発見されたとき、船外機のクラッチが中立の位置となって停止しており、燃料が残っていた。</p> <p>本船は、発見されたとき、漁具など、何も載っておらず、他船等との衝突痕はなかった。</p> <p>本船のかご漁の漁具は、船長の捜索中、五島市弁天島南南東方沖400～500m付近に5～6箇所設置されている状態で発見された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、玉之浦港において、平成30年4月2日17時00分ごろ船長が最後に目撃された後、4日07時00分ごろ本船が無人で船外機のクラッチが中立の位置となって燃料が残ったまま停止した状態で発見されたことから、この間において、漂泊中、船長が落水し、溺死したのと考えられるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	船長は、救命胴衣を着用していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、玉之浦港において漂泊中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船中は、救命胴衣の常時着用を徹底すること。 ・単独で出漁する際は、同業者や親族等に操業予定時間や操業海域等を知らせておくことが望ましい。 ・乗船中は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

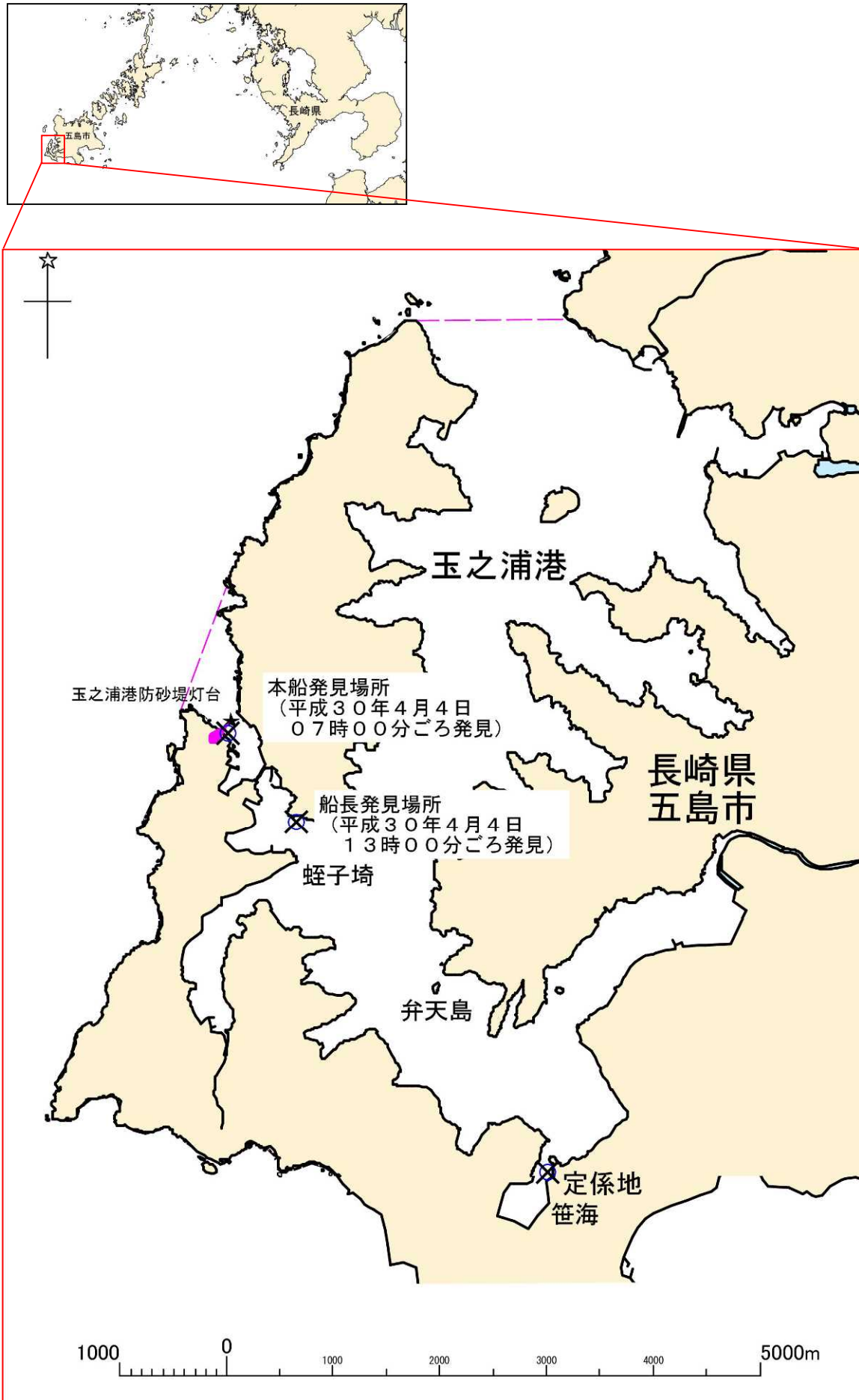


写真1 本船

